

令和5年7月3日

令和5年度における独立行政法人日本学術振興会の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本会は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、本会の第4期中期目標期間の実績をふまえ、比率が36.5%、金額が約12億8,000万円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度の実績を上回るように努め、1.4%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本会は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札公告期間は、原則20日以上とし、本会のホームページ上に掲載するものとする。

さらに、一般競争入札参加予定者に対し入札説明会を開催することにより、中小企業・小規模事業者に対し情報提供するよう努めるものとする。

また、物品又は役務等の発注を行う際には、性能、規格、要件等の事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

総務部会計課の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の更なる活用のため、審査項目の設定方法についての検討を行う。

4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

5 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

本会は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目の設定に際しては、過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

2 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格が必要ない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

3 新規中小企業者からの相談体制

総務部会計課長を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 上記第1.～第3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本会の各部、監査・研究公正室、学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センターに適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、本会に推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各部、監査・研究公正室、学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センターに対し改善策を指示する。

推進本部

本部長：総務部長

本部員：総務部会計課長

：総務部会計課契約・経理室長

：総務部会計課契約・管理係長

：その他本部長が指名する職員

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。